規　則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―六（俸給の調整額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十九年六月三十日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―六―八二

人事院規則九―六（俸給の調整額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―六（俸給の調整額）の一部を次のように改正する。

別表第一第二十一号中「原子力施設検査官」を「原子力専門検査官」に改める。

別表第一第二十二号(1)中「原子力保安検査官」を「原子力防災専門官（人事院の定める者に限る。）」に改め、同号(2)中「原子力防災専門官（人事院の定める者に限る。）」を「原子力運転検査官」に改める。

附　則

この規則は、平成二十九年七月一日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十九年六月三十日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―一二三―三一

人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を次のように改正する。

第三条第十四号ロ中「核セキュリティ・核物質防護室分室」を「六ヶ所保障措置センター」に改め、同号ハ中「人事院が定めるもの及び地方放射線モニタリング対策官事務所の業務」を「、人事院が定めるもの」に改め、同号ニ中「六ヶ所保障措置センター」を「核物質防護対策官事務所」に改める。

附　則

この規則は、平成二十九年七月一日から施行する。

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一一―八（職員の定年）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十九年六月三十日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一一―八―三九

人事院規則一一―八（職員の定年）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一一―八（職員の定年）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第一号中「原子力保安検査官（統括原子力保安検査官を除く。）、原子力施設検査官及び原子力防災専門官」を「原子力防災専門官、原子力運転検査官（統括原子力運転検査官を除く。）及び原子力専門検査官」に改め、同項第二号中「統括原子力保安検査官」を「統括原子力運転検査官」に改める。

附　則

この規則は、平成二十九年七月一日から施行する。